

## 宿泊約款について

### ①適用範囲

#### 【第1条】

①当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約、及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところのものとし、

この約款に定めのない事項については、法令又は一般的に確立された慣習にするものとします。

②当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### ②宿泊契約の申し込み

#### 【第2条】

①当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出いただきます。

(1).宿泊者名

(2).宿泊日及び到着予定時間

(3).宿泊料金(※原則として別表第1の基本宿泊料金による)

(4).その他、当館が必要と認める事項

- 
- ②宿泊客が、宿泊中に前項 2 項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、  
当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理いたします。

---

### ③宿泊契約の成立等

#### 【第 3 条】

- ①宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。  
ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- ②前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として、  
当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
- ③申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び、第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、  
違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還いたします。
- ④第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

#### ④申込金の支払いを要しないこととする特約

##### 【第4条】

①前条第2項の規定にかかわらず、当館は契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

②宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び、

当該申込金の支払い期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### ⑤宿泊契約締結の拒否

##### 【第5条】

①当館は次にあげる場合はおいて、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1).宿泊の申し込みが、この約款によらないとき

(2).満室(員)により客室の余裕がないとき

(3).宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

- ・ (4).宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
  - ・ (イ).暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
  - ・ (ロ).暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ・ (ハ).法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- ・ (5).宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- ・ (6).宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- ・ (7).宿泊に関し暴力的要要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- ・ (8).天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
- ・ (9).その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことのできる場合に該当するとき

---

#### ⑥宿泊客の契約解除権

---

##### 【第 6 条】

- ・ ①.宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

②当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合  
(第3条 第2項目の規定により、当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、  
その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます)は、別表第2項にあげるところにより、違約金を申し受けます。  
ただし、当館が第4条 第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、  
宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

③当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8:00  
(※予め、到着時刻が明記されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、  
その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## ⑦当館の契約解除権

### 【第7条】

①当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。  
(1).宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、  
または、同行為をしたと認められるとき  
(2).宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき

- ・ (イ).暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ・ (ロ).暴力団員又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ・ (ハ).法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - ・ (3).宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
  - ・ (4).宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
  - ・ (5).宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
  - ・ (6).天災など、不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
  - ・ (7).その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことのできる場合に該当するとき
  - ・ (8).寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、  
その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災防止上必要な物に限る)に従わないとき
- 
- ・ ②.当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、  
宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

## ⑧宿泊の登録

### 【第 8 条】

①宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

(1).宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業

(2).外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国情地及び、入国情年月日

(3).出発日及び、出発予定時刻

(4).その他、当館が必要と認める事項

②宿泊客が第 12 条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは

予め、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## ⑨客室の使用時間

### 【第 9 条】

①宿泊客が当館の客室を利用できる時間は、午後 3 時から翌朝の 10 時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては到着日及び、出発日を除き、終日使用することができます。

②当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。(※ただし 1 時間のみ。)

この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

1時間 1部屋 2,000円(税別)

#### ⑩利用規則の遵守

##### 【第10条】

①宿泊客は、当館内においては当館が定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

#### ⑪営業時間

##### 【第11条】

①当館の主な施設等の営業時間および、その他の施設等の詳しい営業時間は下記の通りです。

(1).フロントなどのサービス時間 イ. 門限: 午後 12:00 / ロ. フロントサービス: 午前 6:00～午後 11:00

(2).飲食等(施設)サービス時間 イ. 朝食: 午前 7:30～午前 9:00 / ロ. 夕食: 午後 6:00～午後 8:30

②前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

その場合には適当な方法をもってお知らせいたします。

## ⑫料金の支払い

### 【第 12 条】

- ①宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 にあげるところによります。
- ②前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなどこれに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は、当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- ③当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## ⑬当館の責任

### 【第 13 条】

- ①当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、または、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。
- ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

②当館は、万が一の火災に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

⑯契約した客室の提供ができない時の取り扱い

【第 14 条】

①当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客の了解を得て、

できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

②当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、

その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できることについて、旅館の責めに帰すべき事由がないときはその補償料を支払いしません。

⑰寄託物等の取り扱い

【第 15 条】

①宿泊客がフロントにお預けになった物品、又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは

- それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償いたします。
- ただし、現金及び貴重品については当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかつたときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償いたします。
- ②宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品、又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けならなかつたものについて、当館の故意又は過失により減失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償いたします。
- ただし、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかつたものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償いたします。

#### ⑯宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

##### 【第 16 条】

- ①宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限つて責任をもつて保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインをする際にお渡しいたします。
- ②宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。

ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

- ③前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条 1 項の規定に、  
前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### ⑯駐車の責任

#### 【第 17 条】

- ①宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず  
当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。  
ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### ⑰宿泊客の責任

#### 【第 18 条】

- ①宿泊の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

⑯別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条 第1項及び、第12条 第1項)

		内 容
	宿泊料金	(1).基本宿泊料金(客室料+夕食・朝食)
宿泊客が支払うべき総額	追加料金	(2).追加飲食(朝食・夕食以外の飲食料)及び、その他の追加料金
	税 金	(3).諸税、入湯税

備考①.基本宿泊料は別に提示する料金表になります。

備考②.子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の 70%、

3歳～未就学児 大人の 50% / 0～2歳 無料

②別表第3 違約金(第6条 第2項関係)

不泊 (連絡なし)	当 日	前 日	2~3日前	4~7日前
お一人につき	100%	80%	50%	30% 20%

①.%は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

②.契約日が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。

③.団体客(15名様以上)の一部について契約の解除があった場合、

宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における、

宿泊人数分の10%(※端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただけません。